

令和六年十二月十日受領
答弁第一号

内閣衆質二一六第一号

令和六年十二月十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員吉川里奈君提出中国との友好都市提携を通じた影響力工作への警戒と情報共有に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉川里奈君提出中国との友好都市提携を通じた影響力工作への警戒と情報共有に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「工作」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターによる連絡調整の下、政府の各行政機関が、中国を含む外国の情報機関の我が国に対する情報収集活動の状況及び態様に関する情報並びにこれらの機関の情報収集活動による被害を防止するための方策に関する情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて地方公共団体を含む各方面への広報啓発活動に取り組んでいるところである。

三について

お尋ねの「警察活動に支障がある」として一切の回答を拒否する姿勢は、責任放棄と考えるが、この点の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察においては、国民への注意喚起等の観点から、中国をはじめとする外国による情報収集活動に関する取締りの結果や捜査の過程で解明された事項について、例えば令和六年版警察白書において不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）違反の検挙事例を紹

介するなど、適切な公表に努めているところであり、引き続き、適切な情報発信に努めてまいりたい。